

平成29年5月31日裁決

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人に対しても、後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、厚生年金保険の被保険者であったA（以下「亡A」という。）が平成〇年〇月〇日に死亡したので、平成〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、亡Aの妻であるとして、厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）の規定による遺族厚生年金（以下、単に「遺族厚生年金」という。）の裁定請求をした。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「厚生年金保険法第59条に該当しないため。（被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時、近い将来（おおむね5年以内）に請求者の収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となることが、死亡日の時点において確認できないため。）」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服の内容は、本裁決書添付の別紙のとおりである。

第3 問題点

1 厚生年金保険の被保険者が死亡したとき、その者の遺族に遺族厚生年金が支給されるが、その遺族がその者の配偶者である場合には、その者の死亡の当時その者によって生計を維持した者であるこ

とを要し、かつ、厚生労働大臣の定める年額850万円以上の収入又は年額655万5千円以上の所得（以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。）を将来にわたって有すると認められる者以外のものでなければならないとされている（厚年法第58条第1項第1号、第59条第1項、第4項、同法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。））。

2 本件の場合、亡Aがその死亡の当時厚生年金保険の被保険者であったこと及び請求人が亡Aの妻であり、その死亡の当時亡Aと生計を一にしていた者であることは請求人と保険者との間ににおいて争いがない。したがって、本件の争点は、請求人が、亡A死亡の当時において基準額以上の所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものと認められるか否かである。

第4 審査資料

(略)

第5 当審査会の判断

1 審査資料によれば、以下の記載があることが認められる

(略)

2 認定基準は、遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定について、生計同一要件及び収入要件を満たす場合に死亡した被保険者と生計維持関係があるものと認定する（ただし、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りではない。）とした上、収入要件については、「次のいずれかに該当する者は、厚生労働大臣の定める金額（年額850万円）以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者に該当するものとする。」と定め、次の①から④までの要件を挙げている。すなわち、① 前年の収入（前年の収入が

確定しない場合にあっては、前々年の収入)が年額850万円未満であること、② 前年の所得(前年の所得が確定しない場合にあっては、前々年の所得)が年額655.5万円未満であること、③ 一時的な所得があるときは、これを除いた後、上記①又は②に該当すること、④ 上記①、②又は③に該当しないが、定年退職等の事情により近い将来(おおむね5年以内)収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となると認められることを必要としている。そして、当審査会も、認定基準による取扱いを不当とすべき事由は認められないとしているところである。

3 そこで、まず、亡A死亡の前年である平成〇年の請求人の収入又は所得について検討するに、請求人の標準報酬月額620千円は、当時における厚生年金保険の標準報酬月額の最高額であり、市・府民税課税証明書において給与収入金額〇〇〇〇万円、所得金額〇〇〇万円とされていてことと符合するものであり、請求人にはa社からの給与(役員報酬)以外の収入は何もなく、請求人は、経済的には、専らa社からの給与(役員報酬)に依存していたものということができ、一時的な収入がないことから、亡A死亡の前年である平成〇年における請求人の収入額が850万円以上であったと認められ、これが850万円未満であったとはいはず、また、上記認定の事実によると、請求人の所得額も655.5万円未満であったとはいえない。したがって、請求人に上記1の①ないし③の要件があつたということはできない。

4 次に、請求人が上記2の④の要件を充足するかどうか、すなわち、亡A死亡の時点において、請求人が、近い将来(亡A死亡時点からおおむね5年以内)に収入額が年額850万円未満又は所得額が年額655.5万円未満となると認められるかどうかについて検討する。

上記1の事実に請求人作成の平成〇年〇月〇日付及び平成〇年〇月〇日付の

各陳述書を総合すると、① a社の収益の多くは、亡Aが同人個人の人的関係に基づいて営業活動を行うことにより得られており、その従業員はBと女性事務員2人だけであり、Bは宅地建物取引士の資格を有していたが、司法書士資格取得を目指しており、営業には携わっていないかったこと、② 請求人は取締役の地位にあったが、簡単な事務を行う程度で、営業には関与しておらず、事務所には請求人の机もなかったこと、③ 亡Aは、平成〇年〇月に癌が発覚し、闘病しつつ業務を行っていたが、死亡直前に急場をしのぐため、Bに共同代表取締役になつてもらい、同年〇月〇日にその登記がされたこと、④ しかし、Bは、亡A死亡後に司法書士試験に合格し、平成〇年〇月に代表取締役を辞任し、a社を退社したこと、⑤ a社の売上額は、平成〇年度(年度の開始は〇月〇日)〇〇〇〇万円(1万円未満切り捨て。以下同じ。)、平成〇年度〇〇〇〇万円であったが、亡A死亡後は、平成〇年度〇〇〇〇万円、平成〇年度〇〇〇〇万円と減少したこと、以上の事実が認められる。

上記事実によれば、a社は実質的に亡Aの個人企業であり、請求人はその取締役の地位にあったが、名目的役割にとどまっていたものと認められ、このことに加え、既に亡Aの死亡前にBが共同代表取締役となり、その登記もされていたことに照らせば、亡Aの死亡当時において、請求人の取締役報酬が大きく減額されざるをえない客観的事情が存在しており、近い将来に請求人の収入又は所得の額が基準額未満となることが認められるといふべきである。

したがって、請求人は、上記2の④の要件に該当することになるから、亡Aの死亡の当時同人と生計を同じくしていた者であつて、厚生労働大臣の定める年額850万円以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のものであると認められる。

5 そうすると、請求人は亡Aの死亡の当

時同人によって生計を維持していた妻であると認められるから、請求人に対し遺族厚生年金を支給しないとした原処分は妥当でなく、これを取り消すべきである。よって、主文のとおり裁決する。